

2016年度一般社団法人ぎふ権利擁護センター 事業計画書

1. 成年後見人等の受任

当センターは、様々な専門職が集まる法人後見受任団体として活動を展開していく。昨年度、大幅に受任件数を増やしているが、今年度は現在の受任ケースに支障がないように受任件数を検討していく必要がある。

しかし、後見人等の候補者として依頼されることも想定されるため、受け入れ体制を整備していくことが求められる。人材の育成確保が課題となっている。岐阜圏域として様々な専門職団体と連携し、全体としての受け皿作りに貢献していきたい。

成年後見等業務を行うにあたり、「本人の意思の尊重」と「そのための支援関係づくり」に焦点を当てて取り組んでいきたい。定期的な訪問をもとに本人の状況を把握し、ニーズを明らかにし、本人や支援者とともに何が最善であるかを考えていきたい。

支援においては、常勤・非常勤社会福祉士が実務の中心を担っている。支援の方針等に悩む場合に、弁護士や社会保険労務士、社会福祉士等の法人内専門職と連携し対応を進めていく。

成年後見受任にあたり、引き続き全国権利擁護支援ネットワーク加入団体のための法人後見人賠償責任保険に加入する。

2. 権利擁護に関する相談

当センターは開所から年間100件を超える相談を受けている。相談件数がこれだけあることは、地域や関係機関、団体から専門相談窓口としての位置づけを得ているものと評価している。引き続き地域の権利擁護に関する相談窓口としての機能を果たしていきたい。

そして、様々な相談が持ち込まれるため「専門家同士をつなぐハブ機能」としての役割を果たしていきたい。生活上のニーズは、多様化、複雑化しているため、それに対する支援は1専門職だけでは困難であり、様々な専門職とつながりながら支援をしていくことが求められる。その中心的な機能を果たしていきたい。

3. 権利擁護に関する研修

今年度も、岐阜県社会福祉協議会、各務原社会福祉協議会等から専門職や地域住民を対象とした成年後見制度に関する研修会に講師を派遣することとなっている。また、それ以外にも講師派遣依頼があれば積極的に講師を派遣する。

山県市においては、市民後見人（権利擁護サポーター）養成研修を岐阜県からの補助を受け実施する予定となっている。それについては全面的に協力し、研修修了後どのような体制で山県市の権利擁護実践を進めていくのか協議していく。

各地域包括支援センターが主催する地域ケア会議にもオブザーバーとして参加の要請があれば

職員を派遣する。

毎月1回、第2金曜日に山県市高富中央公民館で権利擁護や成年後見制度に関する勉強会を行う。(昨年度から一般社団法人岐阜県社会福祉士会ばあとなあ岐阜と共催になった)

4. その他

- ・山県市より成年後見制度法人後見支援事業の補助を受ける予定。

法人後見団体が行政と協働し、成年後見をきっかけに地域の権利擁護を考える取り組みは必要だと考えている。主に事務備品の整備に充てられる予定。

- ・当センターをのホームページの維持管理をしていく。

URL : gifu-advocacy.org

- ・全国権利擁護支援ネットワークに加入。

URL : asnet-japan.net